

パースシャルスピンオフの会計処理、新規テーマへ

— FASIF、企業会計基準諮問会議

去る3月1日、財務会計基準機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第47回会合を開催した。

審議内容は次のとおり。

新規テーマ提言

(1) パースシャルスピンオフの会計処理

経済産業省から、会計基準レベルとして、次のような提案が行われた。

現在スピンオフの活用に関して、税制等の環境整備が進められているところであり、今後同スキームを検討・実施する企業が増加することが想定される。こうしたなかで、令和5年度税制改正で特例措置が設けられる予定のパースシャルスピンオフ（スピンオフ実施法人にスピンオフ時に一時持分を残すスピンオフ）について、現在の会計基準では、次のように従来のスピンオフと会計処理の方法が異なることとされているため、両者の会計処理の違いを解消する。

・スピンオフ実施法人が現物配当によりすべての完全子会社株式を配当するスピンオフ（完全なスピンオフ）…配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金またはその他利益剰余金（繰越利益剰余金を減額）を減額

・パースシャルスピンオフ…配当の効力発生日における配当財産の時価をもって、その他資本剰余金またはその他利益剰余金（繰越利益剰余金を減額）を減額

本提案を受けて、同諮問会議は、会計基準開発のニーズがあり、検討する論点は特定されていると考えられることから、ASBJに新規テーマとして提言することを提案した。

委員からは、おおむね賛成意見が聞かれ、新規テーマとして提言することが了承された。

(2) 1人私募投信の会計処理
同諮問会議委員の監査人か

ら、実務対応レベルとして、次の提案がされた。

昨今、受益者単数の投資信託（いわゆる1人私募投信）が散見されるとされ、会計基準等では、投資信託は受益者複数数を前提とした会計処理しか示されていないなか、受益者単数の金銭の信託と会計処理が大きく異なることの弊害が懸念されることから、会計処理の検討をする。

本提案を受けて、同諮問会議は、影響の程度等が不明なため、ASBJの金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼する提案を行った。

委員からは、おおむね賛成意見が聞かれ、新規テーマとして提言することが了承された。

ASBJの活動状況

ASBJより、日本基準・国際対応それぞれについて、活動状況の説明が行われた。

委員から、四半期開示の一本化への対応について質問があり、ASBJ事務局から「現時点ではテーママップはしていないが、今後、開示府令改正を踏まえて検討し、具体的な内容がみえてきたら法令の施行日までには必要な対応をする予定」と

の回答があった。

財務省法人企業統計調査

—令和4年10～12月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和5年3月2日に発表した令和4年10～12月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,579社 (18,706社)
回答率 69.8% (70.1%)
() 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、372兆5,850億円で、対前年同期増加率(以下、「増収率」という)は6.1%となりました。

業種別にみると、製造業は9.2%、非製造業は4.9%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業は減益、非製造業は増益

経常利益は、22兆3,768億円で、増加率は▲2.8%となりました。

業種別にみると、製造業は▲15.7%、非製造業は5.2%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、12兆4,417億円で、増加率は7.7%となりました。

業種別にみると、製造業は6.0%、非製造業は8.6%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は11兆369億円で、増加率は6.3%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	3.10～12	4.1～3	4～6	7～9	10～12	
売上高					(実額)	
全産業	5.7	7.9	7.2	8.3	3,725,850	6.1
製造業	9.2	9.0	6.1	12.1	1,137,596	9.2
非製造業	4.3	7.5	7.6	6.7	2,588,254	4.9
経常利益					(実額)	
全産業	24.7	13.7	17.6	18.3	223,768	▲2.8
製造業	22.1	18.4	11.7	35.4	73,891	▲15.7
非製造業	26.4	10.9	21.9	5.6	149,877	5.2
設備投資					(実額)	
全産業	4.3	3.0	4.6	9.8	124,417	7.7
	(5.5)	(5.0)	(3.5)	(8.0)	(110,369)	(6.3)
製造業	5.1	5.9	13.7	8.2	43,139	6.0
	(7.5)	(5.9)	(11.9)	(6.6)	(39,247)	(5.5)
非製造業	3.8	1.6	▲0.0	10.7	81,278	8.6
	(4.4)	(4.6)	(▲0.9)	(8.8)	(71,122)	(6.7)

(注)設備投資の()書きはソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。
なお、次回令和5年1～3月期の調査票の提出期限は令和5年5月10日、結果の公表は令和5年6月1日の予定です。

電子決済手段の測定、検討—ASBJ、実務対応専門委

実務対応専門委

去る2月27日、企業会計基準委員会は第155回実務対応専門委員会を開催した。

第154回（2023年2月10日号（No.1668）情報ダイジェスト参照）に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて審議された。

電子決済手段の制度上の前提

電子決済手段の制度上の前提として、第154回開催後、次の点が明らかとなっている。

- ① 銀行等が発行する第1号電子決済手段および第2号電子決済手段

銀行等が発行する第1号電子決済手段および第2号電子決済手段については資金決済法2条5項1号に規定されるもの（通貨建資産）として発行されるが、その具体的な発行形態は定まっていない。

- ② 第3号電子決済手段

第3号電子決済手段においては、信託財産として管理される預金等の種類に応じて預金保険

の保護の範囲に含まれるかどうかおよび預金保険の保護の範囲に含まれる場合の保護される上限額が異なる。

電子決済手段の測定に関する検討

事務局は次の提案を示した。

- (1) 電子決済手段の取得時の会計処理

電子決済手段の払戻しの履行を担保する措置により電子決済手段の法定通貨との価値の連動が図られており、かつ、速やかに電子決済手段が払い戻されるものであることを踏まえると、券面額と取得原価との差額がほぼ生じず重要性がないと考えられる。そのため、取得時には券面額で測定する。

- (2) 電子決済手段の期末時の会計処理

電子決済手段は、要求払預金で想定される信用リスクと同程度の換金リスクのある資産であると考えられる。そのため、期末時における評価については、要求払預金に準じて取り扱う。

経理に効く法律雑学

課税と錯誤

弁護士 白川 敬裕

不動産を売却する際は、各種の税金がかかります。特に注意が必要なのは「譲渡所得税」です。譲渡所得税は、資産の譲渡によって生じた所得（非「得た利益」）に対してかかる税金です（所法33①）。その不動産を購入した価格よりも高く売却できれば、利益を得たことに対し所得税がかかることは理解できます。

しかし、現実的な利益を得ていないのに、譲渡所得税を課せられる場合があります。

一例として「離婚に伴う財産分与」としてなされた不動産の譲渡について、分与者の側に譲渡所得税が課せられ、最高裁まで争われたことがあります。具体的には、「夫Xが、妻Yに対し、離婚の際の財産分与として、X名義のすべての不動産（Xが実父から相続した不動産。時価約8億円）を譲渡したところ、その後、分与者であるXに2億円を超える譲渡所得税が課せられることが判明した」という事案でした。

財産分与が金銭で支払われる場合、分与者側に譲渡所得税はかかりません。しかし、不動産等の資産によって分与した場合「資産の譲渡」に該当し、分与時の時価で譲渡したことになっ

て譲渡所得が生じるとされています（所得税基本通達33-1の4。「財産分与による資産の移転は、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡」というのが課税の根拠のようです）。

夫が実父から相続した財産のよつな「特有財産」を譲渡した場合、たとえ財産分与の名目であっても「資産の譲渡」に当たり、譲渡所得が生じます。不動産が実質的な夫婦共有財産であれば、分与者の持分（通常は2分の1）移転だけが対象となります。

財産分与の課税関係については、法律専門家の間でも賛否が分かれています。ですから、少なくとも法務や税務を専門としていないかぎり、課税に関する判例や実務を知っていることが一般的とはいえません。

そこで、Xは、「妻だけに課税されると誤解していた。自分に2億円を超える課税がされると知っていたら財産分与をしなかった。だから、財産分与契約は錯誤により無効（改正前の民法95条）」と主張して裁判を起こしました。民法には、「契約の重要な部分に思い違い（錯誤）があった場合、契約を取り消すことができ」と旨の規定があります（民法95

①。改正前は取消事由ではなく無効事由）。ただし、錯誤があつたとしても、「重大な過失によって、思い違いをした」場合は、原則として契約取消しはできません（民法95③）。前記の裁判は、第1審・控訴審では「課税の有無は（内心の）動機にすぎない」、「動機は表明されておらず、財産分与の前提にされていない」旨の理由で、Xの主張は通りませんでした。

しかし、最高裁は、XがYの税負担を心配する発言をしていたことに着目し、「Xが自分に課税されないことを前提にしていたことは、黙示的に表明されていた（控訴審の判断は間違っている）」として、高裁に差戻しました。差戻し後、高裁で審理がやり直され、「財産分与契約は無効」とされました。

この判例は特殊なケースですが、「資産による財産分与について、譲渡所得が生じる」旨の実務自体は変わっていません。「税金がかかる」とは知らなかった」という理由で契約を覆すことは難しいところですが、不動産の所有者名義を変える際は、課税関係に注意することが肝要です。

* 引当金を企業側で計上すること

専門委員からは、特段異論は聞かれなかった。

実務対応報告公開草案(本文)の文案の検討

事務局より、これまでの議論の内容をもとに作成された「電子決済手段の発行及び保有の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」の文案が示された。専門委員からは、「預金の引当について、記載するかどうか、もう少し考えたほうがよいのではないか」、「預金に対して貸倒

会計

貸付金・債券の償却原価の償却方法、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る2月28日、企業会計基準委員会は第196回金融商品専門委員会を開催した。

第495回親委員会(2023年3月1日号(No.1670))情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の論点につき審議が行われた。

貸付金に関する手数料の取扱い

ステップ2を採用する金融機関における貸付金の手数料について、次の再提案が行われた。

引当金を企業側で計上すること

は、多くの企業にとってイメージがない。預金と同程度、貸倒引当金のリスクが低い旨、結論の背景などに記載して理解しやすくするべき」など、貸倒引当金に関する意見が多く聞かれた。そのほか、「券面額について、物理的に紙があるわけではなく、イメージがつきづらいのは、定義があるほうが、よりわかりやすいと思う」といった意見が挙がった。

見が挙がった。

料であることが明確である。

(ii) 設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である。

また、「手数料が対応する貸付金の金利水準を調整するものではない」ことが(ii)の考慮要素の1つであることにつき、結論の背景等に記載する。

③ また、手数料について同種の契約とグループ핑ングして予想統期間にわたり認識するオプションは、基準で定めず、教育文書に記載する。

① 原則として、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う

IFRS9号「金融商品」の取扱いを取り入れる。

② なお、次を条件として、手数料を実効金利に含めず、収益認識会計基準等に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識する。

(i) 特定の役務に対する手数料

専門委員からはおおむね賛意

が示された。なお、「取引ごとに恣意的に選択される懸念があるが、その対応として、②のオプションは会計方針の選択となるのか」との質問に対して、事務局から「同一の金融機関で貸付金の実体が異なるので会計方針が異なる場合と、同じ性質であるが恣意的に選択される場合とに分けて考える必要がある」との回答があった。

また、「教育文書の位置づけを明確にすべきでは」との意見に対して、事務局から「FASBに決定権があるので、相談しながら決めていく」との回答があった。

貸付金・債券に関する償却原価の償却方法

(1) 貸付金

ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する償却原価の償却方法について、IFRS9号の定めを取り入れて利息法とし、定額法を認めないとする再提案が行われた。

(2) 満期保有目的およびその他有価証券に分類される債券

(1)の議論のなかで、ステップ3における満期保有目的およびその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法で利息法が適用された場合、シテム開発や税務上の取扱いとの差異、会計基準開発のスケジュール等に影響があるのではとの懸念が出ていた。これらの意見を受けた事務局分析は次のとおり。

① 貸付金代替性債券は、貸付金と同じ取扱いとする。

② その他の債券は原則利息法とするが、このうち、信用リスクが低く引当における時間価値が重要な債券は、定額法を認める。

③ ②の定額法を認める債券に該当するものとして、外部格付けが投資適格に該当する債

券がある。

④ ③の場合、事後的に外部格付けの変更により定額法と利息法の切替えが起る場合、1つの方法として、投資適格となる／ならない事象が発生した期間の翌期首において定額法と利息法との差額についてキャッチ・アップ修正を行い、以降は切替後の償却方法を適用する。

これらの分析のもと、次の提案が示された。

・債券の償却原価の償却方法については、原則としてIFRS9号の定めを取り入れて利息法とする。

・外部格付けが投資適格に該当する債券についてはオプションとして定額法を認める。

*

専門委員からは「キャッチ・アップ修正は実務上困難」、「定額法を債券だけでなく、貸付金にも適用できるようにしては」との意見が聞かれた。

会計

関連する財務諸表に関する開示、検討—SSBJ

去る3月2日、SSBJは第9回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

日本版S1基準の開発に関する論点

事務局より、日本版S1基準において、次のように定める提案が示された。

- (1) 関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示
 - ・ サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表に関し、その作成基礎として用いた会計基準の名称を開示することを要求する。
 - ・ ただし、サステナビリティ関連財務開示と同じ文書のなかで、財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の名称が開示されている場合には、相互参照に関する定めを適用し、その開示を参照することにより会計基準の名称の開示に変えることができる。
- (2) 関連する財務諸表へのアクセス方法
 - ・ 関連する財務諸表へのアクセス方法に関する情報を開示することを要求する。
 - ・ ただし、サステナビリティ関連財務開示と同じ文書のなかで関連する財務諸表が提供されている場合には、前記の開示は省略することができる。

今回提案された方向性については、おおむね異論は聞かれなかった。

また、委員からは、今回の提案とは別に、日本版基準の目的や想定される使用者対象、国際基準の求める水準との乖離に関する懸念などについて、多くの意見が挙がり、議論が交わされた。

SSBにおける審議の状況

事務局より、ISSBの2022年2月ボード会議における暫定決定事項が説明された。

金融

ディスクロージャーWG報告、了承

金融審議会総会・金融分科会合同会合

去る3月2日、金融庁は第51回金融審議会総会・第39回金融分科会合同会合を開催した。

委員の互選により、会長および部会長に、神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授が選ばれた。

公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方に関する検討について諮問がされ、昨年12月公表のディスクロージャーWG報告(2023年1月10日・20日合併号(No.1666))情報ダイ

ジェスト参照)など、これまでの金融審議会で行われた審議の内容が報告された。

ディスクロージャーWG報告について、金融審議会として了承された。なお、委員から「四半期開示の義務化が存続されたことに賛成」、「サプライチェーンの人権尊重を開示項目に追加することの検討を」等の意見が挙げられた。

経理用語の豆知識



会計上の見積りと重要な仮定

監査人は、経営者がどのように会計上の見積りを行ったかを検討する場合、①経営者が会計上の見積りを行う際に使用した見積り方法、重要な仮定およびデータの選択および適用、②経営者による見積額の選択方法および見積りの不確実性に関する注記事項に関連するリスク対応手続を立案し実施することになる。

重要な仮定に関するリスク対応手続は、①重要な仮定が、適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうか、また、変更がある場合には、当該変更が適切であるかどうか、②重要な仮定の選択に関する判断が経営者の偏向が存在する兆候を示していないかどうか、③監査人が監査の過程で得た知識に基づき、重要な仮定が相互に整合しており、他の領域で使用した仮定と整合しているかどうか、④該当する場合、経営者が特定の行動方針を実行する意思とその能力を有しているかどうかに対応するものでなければならない。

EDINETで提出する監査報告書



企業情報開示の主流が紙媒体の流通からインターネットを通じたデジタル情報へと遷移する状況において、長文化が進む監査報告書の記載内容がEDINETで提出する監査報告書に適切に反映されることの重要性が高まっている。

監査人はそれに対応するために、①EDINETで提出する電子データとその原本の同一性の確保、および②EDINETにおけるXBRL(eXtensible Business Reporting Language)タグづけの適切性の確保を行うことが望ましい。特に①では、EDINETで提出される最終の有価証券報告書等と同一のものを紙媒体または電子データによって入手し、監査報告書に署名またはデータ形式の監査報告書と一体化して電子署名を行い、監査人が監査の対象とした財務諸表等および提出した監査報告書を確定する手続を実施し、提出される監査報告書について、原本と内容の同一性が確保されていることを確かめることになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年 2月22日	公正な買収の在り方に関する意見・情報の募集～これまでの議論から見えてきた主な論点～	経産省	公正なM&A市場を整備することを目的に、買収提案に関する当事者の行動のあり方や、買収防衛策のあり方等について検討するため立ち上げられた、「公正な買収の在り方に関する研究会」での議論にあたって、より広い視点から分析・検討をさらに深めるためのパブリックコンサルテーションとして、広く国内外の関係者から主要論点に関する意見・情報の提供を募集するもの。買収一般に関する原則、買収提案をめぐる取締役・取締役会の行動、買収に関する透明性の向上、株主の意思決定を歪める行為の防止、買収防衛策のあり方、関連用語の呼称について論点が示されている。提出期限は3月15日。 https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230222006/20230222006.html	—

金融

米FRBはふたたび利上げ幅拡大に動くか

米商務省は2月24日、1月の個人消費支出（PCE）を発表した。前年同月比5.4%上昇、12月の5.3%とほぼ同水準の高い伸び率で、1月のPCE前月比は1.8%上昇した。総じて、2022年後半は年末にかけて毎月低下傾向だったが、1月は再び上昇に転じた格好だ。

この伸びの要因は、自動車や飲食サービス、宿泊などの支出の増加を反映している。PCEは包括的であり、変化もより緩やかになる。こうした理由で、米連邦準備制度理事会（FRB）は物価をみる指数としてPCEを重視している。

この物価動向を表すデータを前提に考えると、実際に同日行われたFRBのジェファソン理事の発言が興味深い。この日は、今後FRBが直面すると考えられるディスインフレ政策の議論で、「過去にディスインフレの過程を経た金融政策の経験はあったが、今回はパンデミックを伴うため歴史上の経験が役に立たない」、「インフレ圧力が

引き続き存在しているため、FRBは利上げについて慎重に検討を行う必要がある」と述べた。「慎重に」というと、日本語では積極的でないようにも聞こえるが、この場合は原文を読むと「リスクを避けながら」、「十分注意をして」といった意味合いである。実際には、「2025年までに2%の物価上昇率を達成するためには、追加利上げが必要となる」ことが明確になりそうだ。「ディスインフレの過程が終了する前に金融緩和を行うことや、過剰な金融緩和には代償を伴う」など、金融緩和に対する警戒心を表している。

金融緩和に伴う代償とは景気後退を意味している。「多少の景気後退を伴っても、パンデミック禍でのインフレ対策は徹底すべき」とも解釈できる。1月31日・2月1日開催の連邦公開市場委員会（FOMC）では、利上げ幅を0.25%まで縮小したが、3月21日・22日の次回FOMCでは再び0.5%へ拡大する可能性も高くなっている。

証券

日米株式市場は株価低迷の局面へ

過ぎ去ってみると、日本株式市場の2月の株価変動幅は非常に小さかった。日経平均で2.2%、TOPIXで1.8%に過ぎず、日経平均は27,000円台をコア価格とし小幅な上下動を繰り返しているようだ。

1月後半に今年の株価は上昇軌道に乗り始めたと思えた動きが2月に入って完全に止まってしまったことには、2つの理由があるだろう。1つは4月に就任する日本銀行の新総裁に植田和男東大名誉教授が選ばれたと発表されたことである。金融論の大家で、過去に日銀審議委員を務めた経験があるとはいえ、実際にどのような政策を採るか、株式市場では判断が困難で、投資行動には迷いがみられた。

植田氏が国会で現在の所信（金融緩和政策を持続する、アベノミクスはプラス面がマイナズ面を上回ったなど）を述べると、やや安心感が生じた感があつたが、世界的インフレ、金利上昇、高止まりなどから不安心理は根強く、引き続き株価の足を引っ張っていると思われる。

この流れは植田氏が正式に総裁に就任し、実際に植田政策を発動するまで止まらないだろう。もう1つは、米株式市場の影響である。米市場は今年1月中旬あたりからインフレの収束傾向、利上げ予定の早期の方向転換を期待して、株価は強含んできた。2月中旬発表の1月の経済指標（物価、消費、雇用など）は、事前予想より米景気の強さを示すものが多く、株式市場の期待に反する景気の強さ、インフレの根強さが裏づけられた。

これを契機に米株式市場のインフレ、景気などへの見方が大きく変わり、米連邦準備制度理事会（FRB）の政策への期待は萎み、米株価は下げ歩調へ転じてきた。そして、株価の下落、低迷は日米を含め世界全体に広がってきた。

世界的な株価沈滞が続くそうだが、今後、FRBはわずかな景気・経済実勢の変化に政策対応を図る可能性があり、沈滞がいつまでも続くとは思えない。ウクライナ情勢の展開も見逃せない株価要因である。